

A57 一般的に功績倍率法が用いられます。

【解説】

功績倍率法とは、退職金の金額を次の算式によって算出するものです。なお、退職金の金額については、税務上明確な規定がありませんが、不相当に高額な役員退職金は否認されます。

$$\text{退職時の役員報酬月額} \times \text{勤続年数} \times \text{功績倍率}$$

功績倍率は、一般に医療法人の理事長で 2.0 倍～3.0 倍・理事で 1.5 倍～2.5 倍と言われています。また、税務調査で否認されないためにも、役員退職金規定を作成しておく必要があります。